

財務省第5入札等監視委員会

令和2事務年度 第1回定例会議（書類回覧）審議概要

開催日及び場所	令和2年9月30日～10月26日（書類回覧による開催）	
委員	委員長 村山周平（村山周平事務所・公認会計士） 委員 藤重由美子（東京八丁堀法律事務所・弁護士） 委員 中出哲（早稲田大学教授）	
審議対象期間	令和2年4月1日（水）～令和2年6月30日（火）	
抽出事案	4件	（備考）
1 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：コンテナ貨物大型X線検査装置の更新 契約相手方：株式会社IHI検査計測、株式会社IHIファイナンスサポート （法人番号4010701000913、4010001124611） 契約金額：542,432,000円 契約締結日：令和2年5月29日 担当部局：東京税関
2 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：税関検査場電子申告ゲートの調達 契約相手方：日本電気株式会社 （法人番号7010401022916） 契約金額：2,310,000,000円 契約締結日：令和2年6月1日 担当部局：東京税関
3 随意契約（物品役務等）	1件	契約件名：横浜税関コンテナ検査センター貨物検査場及び横浜税関大黒コンテナ検査センター貨物検査場の賃貸借に関する契約 契約相手方：三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 （法人番号1010001146146） 契約金額：434,127,320円 契約締結日：令和2年4月1日 担当部局：横浜税関
4 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：横浜税関コンテナ検査センター及び大黒埠頭コンテナ検査センターにおける車両誘導等の請負契約 契約相手方：東神産業株式会社 （法人番号8020001023833） 契約金額：21,998,790円 契約締結日：令和2年4月1日 担当部局：横浜税関
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>市場価格調査の見積りについて、各者の項目立てが異なっており、単純に比較できませんが、調査時点で項目毎に比較できるよう工夫しなかったのでしょうか。</p> <p>予定価格の決定に際し、他の箇所（税関）の調達実績を共有していたのでしょうか。また、今後の方策として、どのようにしてより実態を踏まえた予定価格にできると考えているのでしょうか。</p> <p>本契約満了後に公募した結果、別のリース業者が落札した場合、借入機器の所有権は、原契約の賃貸人から当該落札業者に簿価で移転するのでしょうか。</p> <p>本件の賃貸借契約満了後、更新の調達をする際に、本件の契約者以外の者が現行業者と比較して不利になることはないのでしょうか。</p>	<p>の調査は実施しておりませんが、本件契約の相手方は、全国税関において納入実績がある者であり、契約履行能力に問題はないと判断しております。</p> <p>市場価格調査をする際は、比較検討が可能になるよう見積項目を指定して要請しておりますが、各者の算出方法が異なる為、単純比較できる見積りの入手には至りませんでした。引き続き、比較検討が可能な見積りを提出するよう要請していきます。</p> <p>市場価格調査において、実態に即した見積りを提出するよう要請するとともに、過去の当関の調達実績を比較検討し、予定価格の積算を行いました。今後は、本件調達実績のほか、他関での直近の調達実績をも参考にしながら、より適正な予定価格の積算に努めていきます。</p> <p>公募実施後、複数者の応募があれば、入札を行います。その結果、仮に現行のリース契約者と別の者が落札した場合、新しい落札者には、機器所有者（現行のリース契約者）からご指摘のあった所有権移転や賃貸等を通じ当関とのリース契約のための機器の使用を認めさせる義務が発生することになると考えられますが、その際の売却価格や賃貸料について特段の定めはございません。</p> <p>賃貸借契約満了後、原則、全ての機器等は撤去し、継続利用する機器等があれば、買取りを実施します。機器を更新する際は、一から設置工事を行うなど、競争性が働く仕様にしており、現行業者が有利になることはありません。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案2】 契約件名：税関検査場電子申告ゲートの調達 契約相手方：日本電気株式会社 (法人番号7010401022916) 契約金額：2,310,000,000円 契約締結日：令和2年6月1日 担当部局：東京税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》 契約の概要について</p> <p>1者応札となった要因について</p> <p>高落札率の要因について</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>税関検査場電子申告ゲートとは、増加し続ける入国旅客の円滑な入国と待ち時間の短縮、税関検査場の混雑の緩和を図るために導入された機器です。我が国の「明日の日本を支える観光ビジョン」において、訪日外国人旅客は増加することを見込んでおり、入国旅客の円滑かつ厳格な旅具通関の実現を実現するため、通関手続きを迅速化・省力化するとともに、質問、検査が必要な旅客に対して検査要員を集中的に投入することを目的とした調達となります。</p> <p>過去に応札したことのある者へ入札不参加理由をヒアリングしたところ、「仕様書に記載されている既存機器との連携について、弊社のシステムを連携させるプログラムを一から構成しなければならず、それに掛かるコスト面と納期までに作業する人員の確保が難しいという面から応札を断念した。」との回答がありました。</p> <p>また、「コンピューター製品及びサービスの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイド（調達関係省庁申合せ）」により、80万SDR（現在の換算額で1億2,000万円）を超えるコンピューター製品又はサービスについては、その全ての調達について総合評価落札方式による調達を行うこととされているため、本件調達への応札には、機器の性能、技術等の能力を評価するための書類提出等が必要であり、応札者側の作業コストが大きい部分もあることから、業者が応札をためらったのではないかと推察されます。</p> <p>本件は1回目の入札で予定価格を下回らなかったため、再度入札を5回、合計6回の入札を行った後に落札しました。落札者は少しずつ応札金額を下げながら再度入札を行っていたため、高落札率になったと考えています。</p>

意見・質問	回答
<p>《書類回覧による委員からの質問・意見》</p> <p>税関検査場電子申告ゲートは、設計構造上、コロナ感染症対策は講じられたのでしょうか。</p> <p>業者が応札をためらったのではないかと推察される総合評価落札方式の調達について、1者応札の場合その採用は省略したと理解してよいのでしょうか。</p> <p>総合評価落札方式に基づく提出書類の作成について、実質的效果を維持しつつ業者側が準備しやすくなるような合理化・効率化について検討はされているのでしょうか。</p> <p>予定価格の算定については、複数の業者からの見積りと月間積算資料との対比を行っており、適切と思われる。</p> <p>しかし、仕様書に「既存機器との連携」が必要になるとの記載があることから、既存機器を納入した者以外の者は参入しにくい状況となっており、既存機器を納入した者が入札価格を徐々に引き下げる形で入札が繰り返されると、予定価格も推測されてしまいますし、入札の意義が減殺されてしまうように思われます。</p> <p>入札参加者の拡大を図ることが重要だと思われませんが、既存機器との連携がネックになるように思われ、この問題を解決するのは非常に困難であると感じました。</p>	<p>《担当部局からの回答》</p> <p>本件の調達仕様書に感染症対策の明記はありませんが、来年度以降に同様の調達がある場合は、コロナ感染症対策に係る記載を検討する予定です。</p> <p>前述のとおり、80万SDRを超えるコンピューター製品又はサービスについては、その全ての調達について総合評価落札方式による調達を行うこととされていることから、本件についても総合評価落札方式を採用しています。</p> <p>総合評価落札方式に基づく提出書類の作成に係る十分な作成時間を確保するため、今後は可能な限り公告期間を長めに設定する努力をしております。</p> <p>税関検査場電子申告ゲートの統一的な運用を行うためには、既存機器との一定の互換性を確保する必要がありますが、ご指摘の点を踏まえ、統一的な運用に必要な既存機器との連携の内容をより明確にすることを検討したいと考えております。</p> <p>また、落札者に対しては自社製品に限らず、できる限り多くの業者が提供する製品と容易に連携し、統一的な運用が可能となる機器を導入することを求めていくことを検討しております。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案3】</p> <p>契約件名：横浜税関コンテナ検査センター貨物検査場及び横浜税関大黒コンテナ検査センター貨物検査場の賃貸借に関する契約</p> <p>契約相手方：三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 (法人番号1010001146146)</p> <p>契約金額：434,127,320円</p> <p>契約締結日：令和2年4月1日</p> <p>担当部局：横浜税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》</p> <p>契約の概要について</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>本件契約は、横浜税関コンテナ検査センター貨物検査場及び横浜税関大黒コンテナ検査センター貨物検査場（以下あわせて「賃貸借物件」という。）を令和2年4月1日から令和7年3月23日までの間、契約相手方から税関に賃貸借するものです。</p> <p>本件賃貸借物件については、平成18年の当初契約の締結に当たり、契約書とは別に会計課長名で平成19年3月24日から令和7年3月23日までを賃貸借期間とする覚書（以下「当初覚書」という。）を契約相手方と取り交わしており、当該覚書及び平成30年4月1日から令和5年3月31日を契約期間とする賃貸借契約（以下「前契約」という。）に基づき賃貸借されていたところ、平成30年度会計検査院決算検査報告において、支出負担行為担当官ではない会計課長が当初覚書を取り交わすことで国庫債務負担行為に基づくことなく実質的に国が複数年度にわたって債務を負担していた事態は適切ではないとの指摘がなされました。</p> <p>したがって、前契約は平成30年度から令和4年度までを契約期間としていたため、当初覚書の賃貸借期間中、令和5年度及び令和6年度については国庫債務負担行為に基づくことなく賃貸借期間を約束している状態となることから、その適切でない状態を改善するため、前契約を令和元年度末をもって解約した上で、改めて令和2年4月1日付で令和2年度から令和6年度までの5カ年の賃貸借契約（以下「本件契約」という。）を締結し、併せて当初覚書を破棄することとしました。</p> <p>本件契約は賃貸借物件を前契約から継続的に税関に賃貸借するものであり、賃貸借物件は契約相手方が所有権を有しているため、複数の者による競争</p>

意見・質問	回答
<p>予定価格に対する契約金額の割合が高くなった要因について</p> <p>〈回覧による委員からの質問・意見〉</p> <p>平成18年の当初の契約書について、調印は総務部長が行っているのでしょうか。また、賃貸借期間についてはどのような期間となっていたのでしょうか。</p> <p>当初覚書を破棄した理由は何でしょうか。当初覚書に記載されている中途解約をした場合の残存期間の賃貸借料の支払義務を排除するためでしょうか。</p> <p>本件契約書及び仕様書では、契約期間中に賃借料が支払われ続けた後、期間終了時には賃貸借物件については税関に無償で譲渡されることになっていますが、これまで長期間賃貸借契約を締結し続けてきた相手方以外の者が本件契約の公募に対して応募するのは困難ではないでしょうか。</p>	<p>が存在する可能性は低いと考えられましたが、可能性がないとは言い切れないことから公募を行ったところ、公募申請者は契約相手方の1者のみであり、競争性が無いと認められたことから、随意契約により締結したものです。</p> <p>本件契約は、前契約から賃貸借物件等の内容に変更はなく、契約期間の更新のみであることから、予定価格については前契約の月額を基礎として算出しました。</p> <p>他方、契約金額については、契約相手方から提出された見積りに基づき決定したところ、提出された見積りにについても前契約の月額を基礎として算出されたものであったことから、契約相手方も同様の認識であったものと思料されます。</p> <p>したがって本件契約については、予定価格に対する契約金額の割合が高くなったものです。</p> <p>〈担当部局からの回答〉</p> <p>調印は総務部長が行っており、賃貸借期間については平成19年3月1日から平成19年3月31日となります（後に平成19年3月24日～平成19年3月31日へ変更）。平成18年当時においては、当初覚書において18年間の長期契約であることを約束した上で、各年度において賃貸借契約を締結していました。</p> <p>なお、平成20年度以降においては国庫債務負担行為による5ヶ年契約としております。</p> <p>支出負担行為担当官ではない会計課長が当初覚書を取り交わすことが会計法令から逸脱する行為であるため、会計法令の趣旨に沿うよう改善するためには、当初覚書を破棄する必要性がありました。</p> <p>なお、中途解約をした場合の残存期間の賃貸借料の支払義務については、本件契約書において記載されています。</p> <p>競争が見込まれる場合には一般競争入札によることとなりますが、本件は複数の者による競争が存在する可能性は低いと考えられたものの、他にいないとは言い切れないことから、仕様を明示したうえで公募により参加者を募ることとしました。ご指摘のとおり、例えば、既契約相手方が他者に有償譲渡し、当該他者が当方に対し賃貸借をするようなケース以外には他者が応募することは困難</p>

意見・質問	回答
<p data-bbox="220 360 810 517">当初の契約締結時から13年が経過していますが、本件契約を締結するにあたり、改めて賃貸借料の相場変動について調査は行ったのでしょうか。</p>	<p data-bbox="845 275 1018 304">と思われます。</p> <p data-bbox="845 360 1460 562">本件契約は、前契約と賃貸借期間が重複する期間もあり、契約期間の変更という性格が強いものであるため、予定価格については前契約の月額を基礎として算出しており、改めて賃貸借料の相場変動についての調査は行っていません。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案4】 契約件名：横浜税関コンテナ検査センター及び大黒埠頭コンテナ検査センターにおける車両誘導等の請負契約 契約相手方：東神産業株式会社 (法人番号8020001023833) 契約金額：21,998,790円 契約締結日：令和2年4月1日 担当部局：横浜税関</p> <p>《抽出にあたり委員からの事前確認》 契約の概要について</p> <p>1 者応札の要因について</p> <p>高落札率の要因について</p>	<p>《担当部局からの事前説明》</p> <p>本件契約は、横浜税関コンテナ検査センター及び大黒埠頭コンテナ検査センターに設置されている大型X線検査装置を運用するにあたって必要となる、進入ヤードへの車両誘導、退出ヤードから退出待駐車場への車両誘導及び検査準備の補助業務等について、専門的知識及び技術を持つ業者に委託するものです。</p> <p>なお、本件契約については、警備業の認定を受けた警備業者に所属する警備員であり、施設警備、交通警備等の経験のある者を業務に充てることを入札参加要件としています。</p> <p>1 者応札となった要因としては、入札公告の時点では、まだ東京オリンピック・パラリンピックの開催延期が決定されていなかったことから、警備業に対する需要が高まっていた傾向があったため、業者側としても限られた人的資源の中で選択と集中を行う必要があり、入札参加に対して例年以上に慎重な姿勢の業者が多かったことが挙げられます。</p> <p>また、開札時期が3月中旬であったことにより、契約開始までの期間が短く、業者側の十分な準備期間の確保が困難であったことも要因として考えられることから、今後は、早期に入札公告を行ったうえで、開札時期も早めていきたいと考えています。</p> <p>本件契約の予定価格については、業者から徴取した参考見積の金額と、当方にて積算資料等に基づき算出した金額とを比較し、安価であった見積金額を採用しました。</p> <p>参考見積については、複数業者に提出を依頼したものの、入札参加者のみからの提出にとどまったところ、当該入札参加者において、前述のとおり警備業界全体として傾向的に需要が高まっていたこと</p>

意見・質問	回答
<p> 《書類回覧による委員からの質問・意見》 1 者応札の改善策として「十分な準備期間の確保」を検討されていますが、具体的にどのように調達日程を早める予定でしょうか。 </p> <p> 業者の見積額と積算資料に基づく算出金額との比較により予定価格を設定されていますが、業者の見積りが1者からの提出にとどまってしまう場合においては、それ以外の方法はないのでしょうか。 </p> <p> 業務内容については、車両誘導等の比較的単純な作業と思われるため、予定価格の算出において積算資料等に基づく算出の際に使用している警備員単価に一定率を乗じたうえで算出することは出来ないのでしょうか。 </p> <p> 入札公告にあたり、契約開始までにどの程度の期間を設けるかについての具体的なガイドライン等はあるのでしょうか。 </p>	<p> から、他に競争相手が乏しいであろうとの推定が働き、また、入札参加者自身も本契約の落札にそれほど強い意向がなかったことから、当初見積額から大幅な値引きが行われなかったことが、予定価格と契約金額の差が僅少となった要因と考えられます。 </p> <p> よって今後は、引き続き複数業者からの参考見積の徴取に努めるとともに、早期の入札公告及び開札による業者側の十分な準備期間の確保にも配慮し、競争性の向上に努めてまいります。 </p> <p> 《担当部局からの回答》 次回調達にあたっては、前契約者からの引継ぎや人員確保に要する時間を踏まえ、開札から契約締結日まで最低でも1カ月以上確保できるよう、具体的には、1月下旬には入札公告を行い、開札時期を2月中旬とする予定です。 </p> <p> 予定価格については、適正な市場価格の把握のため、可能な限り複数者からの見積りの徴取を行うとともに、それら見積額が適正であるかを検証するため、さらに積算資料等に基づき算出した金額との比較も行いつつ設定しているところです。 </p> <p> 次回調達にあたっては、まずは複数の業者からの参考見積りの徴取を優先的に行う点に努めたいと考えています。 </p> <p> 業務内容については、大型車両を検査装置に事故なく正確に誘導し、ドライバーに対して適切に指示を行う等、誤れば危険を伴うものであり、決して単純な作業とは言えず、使用した警備員単価に該当する区分の内容と比較しても決して軽微な作業ではないものと考えています。 </p> <p> 具体的なガイドライン等は特にありません。業者へのヒアリングや過去の調達実績に基づき調達日程を決めています。 </p>